

平成20年(2008年)度入試 短縮コース試験 出題の意図

公法 出題の意図

問題1

この問題は、地方公共団体の長、その議会の議員等に対する外国人の選挙権について問うものである。被選挙権については問われていない。この点に関する通説・判例が理解されていることが前提となる。この通説・判例に対して、解釈学説上様々な議論が展開されているが、注目されるのは、憲法15条1項の「国民」と93条2項の「住民」という異なった文言に着目した議論等である。これらの議論が理解できているかを問い、さらにそれに対する解答者の見解を問うものである。当然のことながら、ここで言う外国人とはいわゆる「定住外国人」のことである。

問題2

行政事件訴訟の基礎的な論点としての「処分性」の有無を問うものである。最高裁判所の規則は、抽象的法規範に該当し、一般的に処分性は否定され、これを直接争うことはできないとされている。平成16年の行政事件訴訟法の改正は、公法上の法律関係の確認訴訟を明文化し、今後の当事者訴訟の利用の活性化が期待されているが、この当事者訴訟の利用の可否を問うものである。受験生には、最大判平成17・9・14民集59・7・2087 在外邦人の選挙権訴訟判決を念頭に置いて論じて欲しい。同時に、最高裁判所の規則制定権の裁量を問うものである。

私法 出題の意図

問題1

本問は、通謀虚偽表示と債権者代位、債権者取消の問題、債権譲渡の対抗要件、第三者対抗要件の優劣などを問うものである。不動産ではなく通謀虚偽表示債権ということで変化をもたせているが、いずれも基本的な論点である。これらの問題を理解しているかどうか、そしてそのうえで、説得力ある論拠に基づき、自らの見解が展開されているかがポイントとなる。それにより、民法上の重要問題に関する基本的知識の修得度および論理的思考能力を見るものである。

問題2

本問は、株式会社における代表取締役の権限濫用行為・専断的行為の効力について問うものである。この問題に関する最高裁判例の立場を理解しているかどうか、そしてそのうえで、説得力ある論拠に基づき、自らの見解が展開されているかがポイントとなる。それにより、会社法上の重要問題に関する基本的知識の修得度および論理的思考能力を見るものである。

刑法 出題の意図

問題 1

放火罪における焼損の概念、ことに独立燃焼説と効用喪失説の対立、あるいは詐欺罪の着手時期についての基本的な問題をきちんと理解しているかという観点から出題した。

問題 2

強制された被害者の法益処分意思に瑕疵がある場合の法的効果及び、殺人罪の実行行為性は、いかなる場合に認められるかという観点から出題した。